

令和 8 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
(管理会社コード 16714)
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅
問合せ先 ビジネスサポート本部 松永 みどり
(TEL:03-6843-1413)

E T F の約款変更に関するお知らせ

当社は、下記の E T F について、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

○ E T F 名称

1572_中国H株ブル2倍上場投信

1573_中国H株ベア上場投信

○ 変更内容およびその理由

変更の内容

「信託の一部解約」の条文において一部解約の実行の請求の受け付けを中止する要件として、「組入有価証券の換金に係る事情」を削除します。

理由

取引所における取引停止や決済機能の停止等、受け付け中止を行うべき状況については、「金融商品取引所等における取引の停止」、「外国為替取引の停止」、「決済機能の停止」、「その他やむを得ない事情があるとき」の記載により整理されていることから、「組入有価証券の換金に係る事情」という文言を削除します。

○ 投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

○変更の日程について

届出日 : 令和8年3月3日

実施日 : 令和8年3月4日

以上

中国H株ブル2倍上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(信託の一部解約)</p> <p>第42条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、最低口数（5千口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後3時30分までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後3時30分以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</p> <p>②～⑥ <略></p> <p>⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。</p> <p>⑧～⑩ <略></p>	<p>(信託の一部解約)</p> <p>第42条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、最低口数（5千口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後3時30分までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後3時30分以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</p> <p>②～⑥ <略></p> <p>⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、<u>組入有価証券の換金に係る事情</u>その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。</p> <p>⑧～⑩ <略></p>

中国H株ベア上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(信託の一部解約)</p> <p>第42条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、最低口数（5千口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後3時30分までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後3時30分以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</p> <p>②～⑥ <略></p> <p>⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。</p> <p>⑧～⑩ <略></p>	<p>(信託の一部解約)</p> <p>第42条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、最低口数（5千口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後3時30分までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後3時30分以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</p> <p>②～⑥ <略></p> <p>⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、<u>組入有価証券の換金に係る事情</u>その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。</p> <p>⑧～⑩ <略></p>